

務	00	01	5 年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

施 装 第 3 3 0 6 号
令 和 8 年 3 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察署における警察官の被服着用期間の柔軟化について

警察官の被服の着用期間については、これまで「青森県警察官の服制に関する規程」(昭和47年3月青森県警察本部訓令第7号)(以下「規程」という。)第2条の規定により運用しているところであるが、この度、「警察官の被服着用に関する試行運用について」(令和7年10月6日付け施装第387号)に基づき、職員の健康確保や業務能率の向上を図ることを目的として、各警察署において、警察署の所在地の気候等の実情に応じて、夏服又は冬服の着用期間を定めて試行運用中のところ、一定の効果が確認されたことから、下記のとおり本格運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

1 運用開始日

令和8年4月1日

2 概要

各警察署において、警察署の所在する地域の気候等の実情に応じて、夏服又は冬服の着用期間を定めて運用できる。

なお、別に定める本部所属の着用期間と同一の運用をすることを妨げるものではない。

3 留意事項

- (1) 被服の着用期間について、警察署単位で統一すること。
- (2) 複数所属間が関係する業務については、所属ごとの着用期間によるものとするが、式典・イベント等で服装を斉一する必要性が認められるときは、関係所属間で調整し統一すること。
- (3) 県警察学校入校時は、本部所属の着用期間に統一し、その他管区警察学校等の入校時は、その指示に従うこと。
- (4) 本運用は、制服、制帽、活動服及び活動帽を対象とし、規程に定める特殊被服等及び「青森県警察職員被服貸与規程」(昭和56年2月青森県警察本部訓令第1号)に定める被服については、本運用の対象とせず、従来どおりの運用とする。

担当：施設装備課備車係